

第5章 計画の推進体制

1. 推進組織の構築

本計画に基づく景観形成を各主体間の協働により、総合的かつ実効的に推進していくため、次のような組織を構築していきます。

■景観アドバイザー

- 構成：建築設計、土木設計、都市デザイン、色彩計画、屋外広告物、文化財などの専門家
- 主な役割：
 - 景観法に基づく届出・認定申請・許可申請に係る技術的指導・助言
 - 景観法に基づく届出・認定申請・許可申請に係る適合審査に対する意見答申
 - 公共施設の整備に関する技術的指導・助言
 - 景観形成ガイドラインに関する指導・助言
 - その他良好な景観の形成に関する技術的指導・助言

■景観審議会

- 構成：学識経験者、関係団体代表、景観アドバイザー代表、市民公募など
- 主な役割：
 - 景観まちづくりプランの変更に係る調査審議
 - 景観計画の変更に係る調査審議
 - 準景観地区の指定・変更に係る調査審議
 - 景観法・景観条例に基づく勧告・命令等に係る意見答申
 - その他景観施策に係る重要事項の調査審議

■景観まちづくり推進協議会（仮称）

- 構成：コミュニティ、市民活動団体、事業者、行政など
- 主な役割：
 - 景観まちづくりに関するネットワークづくり
 - 景観まちづくり活動に関する情報共有・調整・連携
 - 景観に関する啓発事業の企画

■「宗像・沖ノ島と関連遺産群」景観デザイン会議（仮称）

※福岡県・福津市との共同設置

- 構成：宗像市・福津市景観審議会代表、景観アドバイザーなど
- 主な役割：
 - 緩衝地帯に関わる公共施設の整備等に関する指導・助言

2. 景観アドバイザー派遣制度の創設

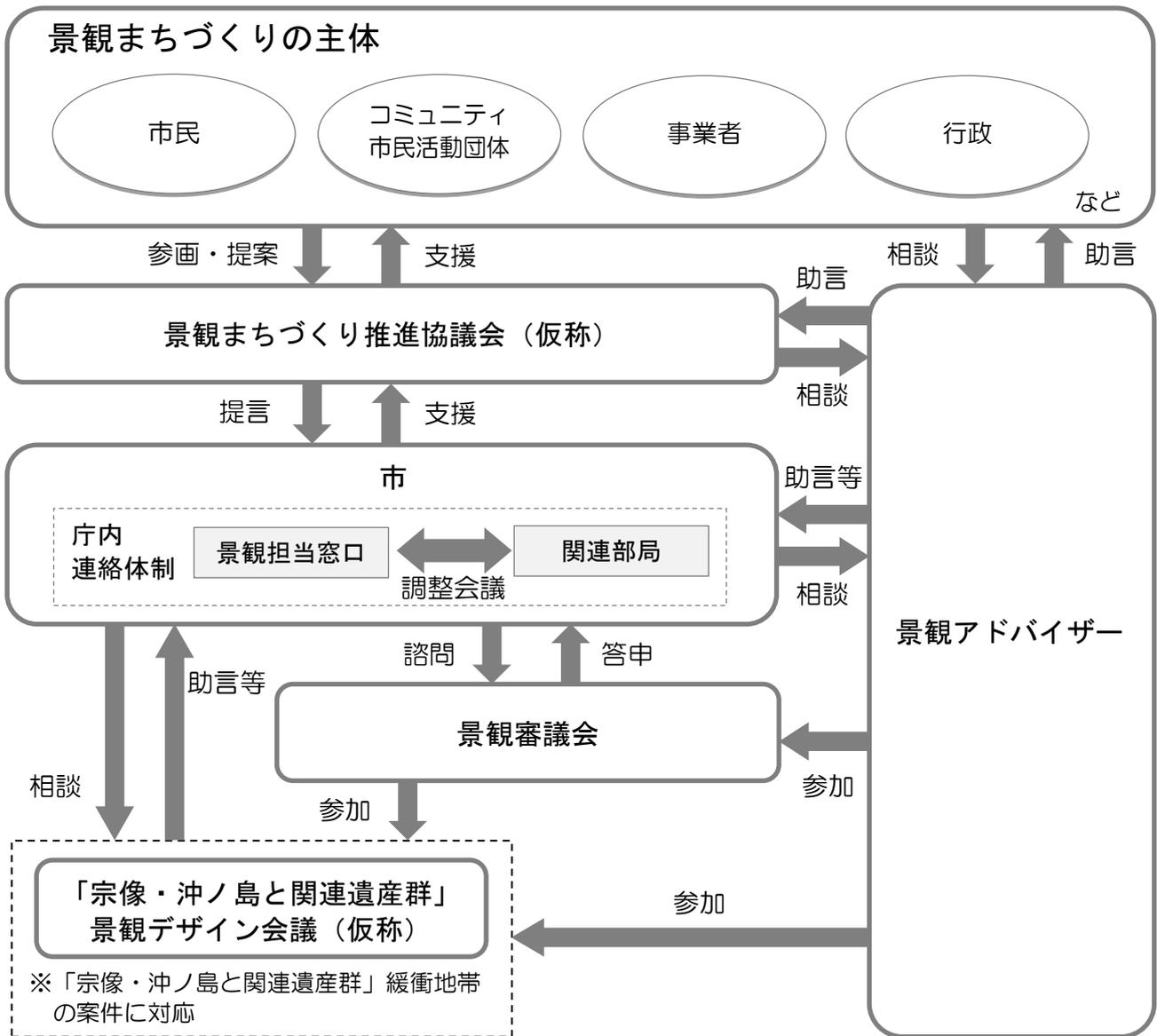
本計画の景観形成方針を踏まえて、市民や事業者が、小さな街区や向こう三軒両隣など、地域の生活者として良好な景観を形成する上で必要な単位ごとに景観形成のルールづくりを行う自主的な取組みを支援する仕組みを構築します。

具体的には、景観アドバイザーを、希望する住民や団体、事業者へ派遣することにより、次のような支援を行います。

- 景観法に基づく景観協定や独自の景観ルールづくりに関するアドバイス
- 建築物や工作物、屋外広告物のデザインに関するアドバイス
- 景観・屋外広告物に関する勉強会、研修会

景観アドバイザー派遣制度が広く活用されることにより、地域主導の景観形成を促すとともに、景観法に基づく景観協定の締結や、将来的な景観計画の変更に つなげていくことを目指します。

■推進体制図



宗像市景観計画

平成26年7月
(平成27年9月変更)

宗像市都市建設部都市計画課

〒811-3492 福岡県宗像市東郷一丁目1番1号

TEL 0940-36-1484 FAX 0940-37-1242

URL : <http://www.city.munakata.lg.jp>